

# 燃料電池自動車等の普及促進事業（個人・区市町村向け）実施要綱

(制定) 令和5年3月22日付4環気地第219号  
(改正) 令和6年3月26日付5環気地第265号  
(改正) 令和7年3月26日付6環気地第284号

## 第1 要綱の目的

この要綱は、東京都（以下「都」という。）が、水素エネルギーが活用された水素社会の早期実現に向けて燃料電池自動車の普及を促進するために行う「燃料電池自動車等の普及促進事業（個人・区市町村向け）」（以下「本事業」という。）の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

## 第2 本事業の概要

本事業は、燃料電池自動車又は外部給電器を購入する者に対し、当該車両又は機器の購入に要する経費の一部を助成する。

## 第3 用語

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 燃料電池自動車 搭載された燃料電池によって駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ）。ただし、大型特殊自動車（自動車抵当法（昭和26年法律第187号）第2条ただし書に規定する大型特殊自動車を含む。）に該当するものを除く。
- 2 燃料電池車両 搭載された燃料電池によって駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車（1に規定する燃料電池自動車を含む。）
- 3 電気自動車 搭載された電池（燃料電池を除く。）によって駆動される電動機を原動機とし内燃機関を併用しない検査済自動車
- 4 プラグインハイブリッド自動車 電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な検査済自動車
- 5 ZEV 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及び燃料電池自動車
- 6 ハイブリッド自動車 内燃機関を有する自動車で併せて電気を動力源として用いる検査済自動車であって、「乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器製造事業者等の判断の基準等（平成25年3月1日経済産業省国土交通省告示第2号。以下「乗用車判断基準告示」という。）」で定められた基準エネルギー消費効率を満たす自動車でありかつ自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（平成16年1月30日国土交通省告示第61号）で定める令和2年度燃費基準20%向上達成レベル以上の低燃費性能を持つ自動車
- 7 乗用車 道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第35条の3第12号の用

途において乗用自動車等と分類されている自動車

- 8 非ガソリン乗用車 ZEV及びハイブリッド自動車の乗用車
- 9 V2H充放電設備 電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車に搭載された電池から電力を給電するための直流／交流変換回路をもつ充電設備で、充電コネクター、ケーブルその他の装備一式を備えたもの
- 10 外部給電器 燃料電池車両に搭載された燃料電池で発電された電気を取り出し、当該車両の外部へ給電する機能を有する機器（V2H充放電設備を除く。）
- 11 給電機能 クリーンエネルギー自動車導入促進補助金交付規程（以下「CEV規程」という。）に基づく外部給電器・V2H充放電設備を経由して、又は車載コンセント（AC100V/1500W）から電力を取り出せる機能
- 12 リース契約 燃料電池自動車又は外部給電器の貸主が、当該燃料電池自動車又は外部給電器の借主に対し、当事者間で合意した期間にわたり当該燃料電池自動車又は外部給電器を使用収益する権利を与え、借主は、当該燃料電池自動車又は外部給電器の使用料を貸主に支払う契約
- 13 リース事業者 リース契約に基づき、燃料電池自動車又は外部給電器を借主に貸し渡すことを業とする者
- 14 車両製造事業者等 乗用車判断基準告示に基づく製造又は輸入の事業を行う者であること。  
なお、輸入自動車特別取扱制度に基づく登録車両の輸入の事業を行う者を含む。
- 15 太陽光発電システム 太陽光を電気に変換するシステムであって、太陽電池、パワーコンディショナー（太陽電池が発電した直流電力を住宅で使用できる交流電力に変換する設備をいう。）その他これらに付随する設備で構成されるもの

#### 第4 本事業の内容

本事業は、次のとおり燃料電池自動車又は外部給電器の購入に要する経費の助成を行う。

##### 1 助成対象者

助成金の交付対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号に掲げる車両又は機器に応じ、それぞれ該当各号に定める要件のいずれかに該当する者とする。

###### （1）燃料電池自動車

- ア 東京都内（以下「都内」という。）に住所を有する個人のうち、助成金の交付対象となる車両を所有し、又は使用する者
- イ 都内区市町村のうち、助成金の交付対象となる車両を有し、又は使用する区市町村

###### （2）外部給電器

- ア 都内に住所を有する個人（自動車検査証の使用の本拠の位置が都内にある燃料電池車両の所有者又は使用者である者に限る。以下ウ及び3（2）において同じ。）
- イ 都内区市町村（自動車検査証の使用の本拠の位置が都内にある燃料電池車両を所有又

は使用する区市町村に限る。以下ウ及び3（2）において同じ。）

ウ 都内に住所を有する個人又は都内区市町村と助成金の交付対象となる外部給電器に係るリース契約を締結したリース事業者

## 2 助成対象車両又は機器の要件

助成金の交付対象となる車両（以下「助成対象車両」という。）又は機器（以下「助成対象機器」という。）は、次の各号に掲げる車両又は機器に応じ、それぞれ当該各号に定める要件を満たすものとする。

### （1）燃料電池自動車

ア 令和4年4月1日から令和13年2月21日までの間に初度登録された自動車（中古の輸入車を除く。）であること。

イ 初度登録された日に、C E V規程に基づき、一般社団法人性世代自動車振興センター（以下「センター」という。）が実施する補助事業において補助金の交付対象となる銘柄の車両であること。

ウ 自動車検査証における使用の本拠の位置が都内にあること。

### （2）外部給電器

ア 令和4年4月1日から令和13年2月21日までの間に購入された外部給電器（中古品を除く。）であること。

イ 購入された日に、C E V規程に基づきセンターが実施する補助事業において、補助金の交付対象の外部給電器となっていること。

ウ 主として都内で使用される外部給電器であること。

## 3 助成対象経費

助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、次の各号に掲げる助成対象車両又は助成対象機器に応じ、それぞれ該当各号に定める経費とする。

### （1）燃料電池自動車

燃料電池自動車本体の購入に要する費用（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

### （2）外部給電器

外部給電器本体の購入に要する費用（消費税及び地方消費税を除く。）とする。ただし、申請者が都内に住所を有する個人又は都内区市町村の場合にあってはその者が所有し、又は使用する燃料電池車両の台数を、申請者がリース事業者の場合にあってはその借主が所有し、又は使用する燃料電池車両の台数を超えない数量の購入に係るものに限る。

## 4 助成金額

助成金の交付額は、次の各号に掲げる助成対象車両又は助成対象機器に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

### （1）燃料電池自動車（令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に初度登録された車両）

#### ア 基本助成額

助成対象経費の額とする。ただし、別表1に定める助成金額を上限とする。

#### イ Z E V普及特別支援制度による助成額

アの規定にかかわらず、次の（ア）を満たし、かつ、助成対象車両が初度登録される年度の前年の都内における非ガソリン乗用車及びZEV乗用車の初度登録又は初度検査台数の実績が（イ）の項目を達成する者が製造し、又は輸入した助成対象車両については、基本助成額に加え、（イ）の項目をいずれか1項目達成することに5万円を加えた額を上限とする。ただし、加算額は10万円を上限とする。

なお、助成対象車両が初度登録される年度の車両製造事業者等ごとの加算額は別途定める。

（ア） ZEV普及特別支援制度の加算対象となる車両製造事業者等

助成対象車両が初度登録される年度の前年に都内において初度登録又は初度検査された台数の実績が、ZEV乗用車年間40台以上かつ非ガソリン乗用車年間300台以上の車両製造事業者等

（イ） ZEV普及特別支援制度で加算対象となる項目

- a 都内において、初度登録又は初度検査された乗用車台数に対するZEV乗用車台数の割合についての達成すべき水準（以下「ZEV普及水準」という。）以上の割合であること。

なお、ZEV普及水準は別途定める。

- b 都内において、初度登録又は初度検査された乗用車台数に対する非ガソリン乗用車台数の割合についての達成すべき水準（以下「非ガソリン車普及水準」という。）以上の割合であること。

なお、非ガソリン車普及水準は別途定める。

- c 都内において、初度登録又は初度検査されたZEV乗用車の台数が対前々年比2倍以上の台数であること。

- d 都内において、初度登録又は初度検査されたZEV乗用車の台数が車両製造事業者等の中で最も多いこと。

ウ 再生可能エネルギー電力の導入による助成額

アの規定にかかわらず、助成対象者が別表3に定める方法により再生可能エネルギー電力を導入する場合においては、25万円を基本助成額に加えた額を上限とする。

エ V2H充放電設備の導入による助成額

アの規定にかかわらず、助成対象者が、別に定めるところにより都の助成金の交付を受け、助成対象車両の導入に合わせてV2H充放電設備を導入する場合は、1口につき助成対象車両1台当たり10万円を基本助成額に加えた額を上限とする。ただし、1口につき助成額を加算できる助成対象車両は1台のみとし、助成対象車両1台当たりの加算額は10万円を上限とする。

オ 高額車両における助成額

アからエまでの規定にかかわらず、クリーンエネルギー自動車導入促進補助金業務実施細則別表1に規定する定価（最新のメーカー希望小売価格（税抜））が840万円以上の車両については、アからエまでに基づき算定した助成額に係数0.8を乗じて得た額を上

限とする。

(2) 燃料電池自動車（令和7年4月1日以降に初度登録された車両）

ア 基本助成額

助成対象経費の額とする。ただし、別表2に定める助成金額を上限とする。

イ ZEV普及特別支援制度による助成額

アの規定にかかわらず、（ア）を満たし、かつ、助成対象車両が初度登録される年度の前年の都内における非ガソリン乗用車及びZEV乗用車の初度登録又は初度検査台数の実績が（イ）の項目を達成する者が製造し、又は輸入した助成対象車両については、基本助成額に加え、（イ）の項目をいずれか1項目達成するごとに5万円を加えた額を上限とする。ただし、加算額は10万円を上限とする。

なお、助成対象車両が初度登録される年度の車両製造事業者等ごとの加算額は別途定める。

（ア）ZEV普及特別支援制度の加算対象となる車両製造事業者等

助成対象車両が初度登録される年度の前年に都内において初度登録又は初度検査された台数の実績が、ZEV乗用車年間60台以上かつ非ガソリン乗用車年間300台以上の車両製造事業者等

（イ）ZEV普及特別支援制度で加算対象となる項目

a 都内において、初度登録又は初度検査された乗用車台数に対するZEV乗用車台数の割合についての達成すべき水準（以下「ZEV普及水準」という。）以上の割合であること。

なお、ZEV普及水準は別途定める。

b 都内において、初度登録又は初度検査された乗用車台数に対する非ガソリン乗用車台数の割合についての達成すべき水準（以下「非ガソリン車普及水準」という。）以上の割合であること。

なお、非ガソリン車普及水準は別途定める。

c 都内において、初度登録又は初度検査されたZEV乗用車の台数が対前々年比2倍以上の台数であること。

d 都内において、初度登録又は初度検査されたZEV乗用車の台数が車両製造事業者等の中で最も多いこと。

ウ 非ガソリン車両ラインナップ評価制度による助成額

アの規定にかかわらず、助成対象車両が初度登録される年度の前年末における車種構成と多種に展開する車両製造事業者等の助成対象車両については、基本助成額に加え、該当する評価項目の達成状況に応じた助成額を加えた額を上限とする。ただし、加算額は10万円を上限とする。

なお、助成対象車両が初度登録される年度の車両製造事業者ごとの加算額及び評価項目は別途定める。

エ GX取組評価制度による助成額

アの規定にかかわらず、助成対象車両が初度登録される年度の前年末における車両製造事業者等のGXに関する取組について、該当する評価項目を達成する者が製造又は輸入した助成対象車両については、基本助成額に加え、該当する評価項目の達成状況に応じた助成額を加えた額を上限とする。ただし、加算額は20万円を上限とする。

なお、助成対象車両が初度登録される年度の車両製造事業者等ごとの加算額及び評価項目は別途定める。

オ 再生可能エネルギー電力の導入による助成額

アの規定にかかわらず、助成対象者が別表3に定める方法により再生可能エネルギー電力を導入する場合においては、25万円を基本助成額に加えた額を上限とする。

カ V2H充放電設備の導入による助成額

アの規定にかかわらず、助成対象者が、別に定めるところにより都の助成金の交付を受け、助成対象車両の導入に合わせてV2H充放電設備を導入する場合は、1口につき助成対象車両1台当たり10万円を基本助成額に加えた額を上限とする。ただし、1口につき助成額を加算できる助成対象車両は1台のみとし、助成対象車両1台当たりの加算額は10万円を上限とする。

キ 高額車両における助成額

アからカまでの規定にかかわらず、クリーンエネルギー自動車導入促進補助金業務実施細則別表1に規定する定価（最新のメーカー希望小売価格（税抜））が840万円以上の車両については、アからカまでに基づき算定した助成額に係数0.8を乗じて得た額を上限とする。

（3）外部給電器

助成対象経費の2分の1の額（助成対象経費に国その他の団体からの補助金を充当する場合にあっては、助成対象経費の2分の1の額から当該補助金の額を控除した額）とする。ただし、40万円を上限とする。

## 第5 本事業の実施体制

都は、次のとおり本事業を実施する。

- 1 都は、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）に対し、第4による助成金の原資として出えんを行うものとする。
- 2 公社は、1による出えん金をもとに基金を造成し、都と公社とで別途締結する出えん契約に基づき、基金を適正に管理するものとする。
- 3 都は、1による出えん金のほか、公社に対し、次の事項を条件として、都の予算の範囲内において、本事業を実施するために必要な業務に係る経費の補助を行う。
  - （1）2の基金を原資として、第4による助成金の交付を行うこと。
  - （2）本事業の周知に関する事務及び助成対象者に対する指導及び助言を行うこと。
  - （3）助成金交付事業の実施に関し必要な事項について定める規程等（以下「規程等」という。）を制定すること。

(4) 規程等を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ都の承認を受けるものとすること。

## 第6 本事業の実施期間

- 1 本事業の実施期間は、令和5年4月1日から令和13年3月31日までとする。
- 2 第4による助成金の交付申請期間は、助成対象車両にあっては初度登録された日から、助成対象機器にあっては購入された日から、それぞれ起算して1年間とする。

## 第7 その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、東京都知事が別に定める。

### 附 則（令和5年3月22日付4環気地第219号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

### 附 則（令和6年3月26日付5環気地第265号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

### 附 則（令和7年3月26日付6環気地第284号）

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和6年3月31日までに初度登録された車両に係る本事業の助成金の適用については、この要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表1（第4 4 (1) 関係）基本助成額

	給電機能を有する場合	給電機能を有しない場合
基本助成額	110万円	100万円

別表2（第4 4 (2) 関係）基本助成額

	給電機能を有する場合	給電機能を有しない場合
基本助成額	150万円	140万円

別表3（第4 4 (1) 及び (2) 関係）再生可能エネルギー電力の導入方法

(1) 次に掲げるいずれかの再生可能エネルギー電力メニューを契約していること。	
ア	令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（再エネ電力と電気自動車や燃料電池自動車等を活用したゼロカーボンライフ・ワークスタイル先行導入モデル事

	業) 交付規程 別表3 【再生可能エネルギー100%電力調達】①(2) の環境省が指定する再生可能エネルギー電力メニュー
イ	東京都「再生可能エネルギーグループ購入促進モデル事業」又は九都県市首脳会議「再生可能エネルギーグループ購入事業」で提供する電力メニューのうち、再生可能エネルギーの割合が100%のもの
ウ	別途都が指定するもの
(2) 2kW以上の発電出力の太陽光発電システムを設置又は自営線で接続していること。	